

参考資料

三重県子ども条例

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。そのために、人と人が強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。

私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)子ども 18歳未満の者をいう。
- (2)保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3)学校関係者等 教育、福祉その他の子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1)子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2)子どもの最善の利益を尊重すること。
- (3)子どもの力を信頼すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第9条までに規定する役割に配慮するものとする。

3 県は、第10条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第6条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第8条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

(市町の役割)

第9条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。

(連携及び協働)

第10条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前5条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(施策の基本となる事項)

第11条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

- (1)子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。
- (2)子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。
- (3)子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。
- (4)子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

(相談への対応)

第12条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査)

第14条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○子どもに関する各種データ（県内）

児童相談所における児童虐待相談対応件数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
件数	930	1,022	1,117	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315	2,147	2,408

いじめの認知件数（公立小中学校、県立高等学校、特別支援学校）

（単位：件）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	102	975	621	536	871	1,766	1,470	2,282	2,365	2,647	3,004	3,907
中学校	109	630	529	310	504	673	600	623	835	794	934	1,051
高等学校	33	126	54	61	125	158	131	187	230	302	311	383
特別支援学校	1	7	5	3	10	9	18	13	17	21	19	39
合計	245	1,738	1,209	910	1,510	2,606	2,219	3,105	3,447	3,764	4,268	5,380

自殺者数

（単位：人）

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
20歳未満	7	4	10	6	10	12	8	10	11	11	10	12
総数	365	367	387	339	349	282	329	332	298	319	297	309

就学援助件数（要保護及び準要保護児童生徒数及び援助率）

	要保護及び準要保護児童生徒数			公立小中学校 児童生徒総数	援助率		
	要保護	準要保護	要保護・ 準要保護合計		要保護	準要保護	要保護・ 準要保護合計
H23年度	1,274	15,923	17,197	154,440	0.82	10.31	11.14
H24年度	1,246	15,929	17,175	152,160	0.82	10.47	11.29
H25年度	1,237	16,226	17,463	150,432	0.82	10.79	11.61
H26年度	1,204	16,299	17,503	148,078	0.81	11.01	11.82
H27年度	1,122	16,559	17,681	146,217	0.77	11.32	12.09
H28年度	1,023	16,828	17,851	144,141	0.71	11.67	12.38
H29年度	899	16,675	17,574	142,116	0.63	11.73	12.37
H30年度	885	16,812	17,697	140,016	0.63	12.01	12.64
R元年度	811	16,499	17,310	137,835	0.59	11.97	12.56
R2年度	714	16,323	17,037	135,845	0.53	12.02	12.54
R3年度	715	16,676	17,391	134,127	0.53	12.43	12.97

10代の人工妊娠中絶件数

(単位：件)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
15歳未満	7	10	6	3	8	3	5	6	2	3	3	0
15歳	23	14	15	7	5	16	10	10	6	1	3	4
16歳	35	52	38	33	14	24	12	17	17	12	13	16
17歳	58	65	52	37	46	51	32	31	24	21	15	21
18歳	75	79	62	70	52	63	44	42	46	31	27	31
19歳	83	93	87	67	83	64	72	82	71	45	45	36
計(A)	281	313	260	217	208	221	175	188	166	113	106	108
10代が占める割合(A/B)	9.8%	11.6%	10.2%	9.3%	9.1%	10.1%	8.8%	10.0%	9.1%	6.2%	7.8%	8.6%
県内中絶総件数(B)	2,874	2,692	2,558	2,339	2,288	2,190	1,987	1,879	1,820	1,825	1,361	1,262

令和元年度以降の校則の見直しについて

1 これまでの取組

- ・ 令和2年7月の県立学校長会議で、「児童生徒の実情」「保護者の考え方」「地域の状況」「社会の常識」「時代の進展」「人権の視点」から、自校の校則の見直しを行い、時勢に合わない校則の変更を指示。また、校則の見直し及び変更する際は、児童生徒、保護者、地域等の声を把握したうえで行うよう各校に働きかけ。
- ・ 令和3年9月の県立学校長会議で、令和3年度中に校則を各校のホームページに掲載するよう指示。すべての県立高校で校則を年度内に掲載。
- ・ 令和4年9月の県立学校長会議で、アルバイトを認める条件を経済的理由のみとしている学校や、頭髪の男女規定がある学校に対して、校則の見直し及び変更を指示。年度末までに完了。
- ・ 令和5年12月の県立学校長会議で、時勢に合わない校則がある場合には、児童生徒、保護者、地域等の声を把握したうえで、変更を行うよう改めて各校に働きかけ。

2 今後の対応

- ・ 令和5年度中に校則の変更を行った場合は、変更内容が適切であるか確認。
- ・ 校則の見直しにあたり、生徒会で議論する機会を設けるなど、生徒が主体的に参加し、意見表明をする取組を一層進めるよう、各校に働きかけを行う。

アンケートのお願い

みな
皆さんへ

これは三重県が行うアンケートで、皆さんの普段の生活の様子や生活の中で感じていることをお聞きするためのものです。

三重県では、「三重県子ども条例」の理念にもとづいて、「すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして取組を進めています。

このアンケート結果は県の取組を進めるための貴重な資料となりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

三重県 子ども・福祉部

あなたの名前を書く必要はありません。誰の回答か分からないようになっていきます。なお、右上の英数字は、調査の分析集計上、使用するものです。個人を特定するものではありませんので、安心してお答えください。

それぞれの問いについて、あてはまると思う番号に○をつけてください。選んだ番号に記入欄がある場合は具体的に記入してください。答えたくない質問や、分からない質問は、答えなくてもかまいません。

すべての問いに答えたら、回収用封筒に入れ、封をして、先生に提出してください。

問1 あなたは、家の人（兄弟姉妹は含みません）と学校などでの出来事について話をしていますか。

（あてはまるもの1つに○）

- 1 話している
- 2 どちらかといえば、話している
- 3 どちらかといえば、話していない
- 4 話していない

問2 あなたは、週にどのくらい食事をしていますか。（A～Cそれぞれについて、あてはまるもの1つに○）

	毎日食べる (週7日)	週5～6日	週3～4日	ほとんど食べない	週1～2日、又は
A 朝食	1	2	3	4	4
B 夕食	1	2	3	4	4
C 夏休みや冬休みなどの期間の昼食	1	2	3	4	4

問3 あなたは、ふだん学校の授業以外に、1日あたりどのくらいの時間勉強をしますか。

※学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間も含まれます。（A、Bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○）

	まったくしない	30分より少ない	1時間より少ない	30分以上	2時間より少ない	1時間以上	3時間より少ない	2時間以上	3時間以上
A 学校がある日 (月～金曜日)	1	2	3	4	5	6	6	6	6
B 学校がない日 (土・日曜日・祝日)	1	2	3	4	5	6	6	6	6

問4 あなたは、学校の授業が分からないことがありますか。（あてはまるもの1つに○）

- 1 いつも分かる
- 2 だいたい分かる
- 3 教科によっては分からないことがある
- 4 分からないことが多い
- 5 ほとんど分からない

問5 あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。

(あてはまるもの1つに○)

- 1 参加している → 問7へ
- 2 参加していない

問6 前の質問(問5)で「2 参加していない」と答えた人にお聞きします。参加していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 入りたいクラブ・部活動がないから
- 2 塾や習い事が忙しいから
- 3 費用がかかるから
- 4 家の事情(家族の世話、家事など)があるから
- 5 一緒に入る友だちがいないから
- 6 その他 ()

問7 あなたは、学校に行きたくないと感じることはありませんか。ある場合、それはどのようなときですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき
- 2 1以外の理由で友人関係に不安があるとき
- 3 学校の先生との関係に不安を感じているとき
- 4 授業が分からないとき
- 5 進路や将来に不安を感じているとき
- 6 クラブ活動(部活動)で悩んでいるとき
- 7 学校のきまりに馴染めないとき
- 8 新しい学校や学級に馴染めないとき
- 9 勉強やクラブ活動(部活動)に必要なものを買ってもらえないとき
- 10 家庭の環境が急に変わって不安があるとき
- 11 親(保護者)との関係に不安があるとき
- 12 家族内の関係がうまくいっていないとき
- 13 学校生活以外に興味や関心があるとき
- 14 何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき
- 15 その他 ()
- 16 学校に行きたくないと感じることはない

とい
問8

あなたは、^{しんがた}新型コロナウイルス^{かんせんしょう}感染症^{えいきょう}の影響により、やりたかったけれどもできなかったことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 ^{とも}友だちと^{あそ}遊ぶこと
- 2 ^{こと}異なる^{ねんれい}年齢^この子どもと^{いっしょ}一緒に^{あそ}遊んだり、^{かつどう}活動したりすること
- 3 ^{やま}山や^{もり}森、^{かわ}川や^{うみ}海など、^{しぜん}自然^{なか}の中で^{あそ}遊ぶこと
- 4 ^{いえ}家の人と^{いっしょ}一緒に^{あそ}遊んだり、^{スポーツ}スポーツをしたりすること
- 5 ^{りょこう}旅行^いに行くこと
- 6 ^{まつ}祭りや^{ちいき}地域の^{ぎょうじ}行事^{さんか}に参加すること
- 7 ^{ちいき}地域の^{スポーツ}スポーツクラブや^{サークル}サークルで^{かつどう}活動すること
- 8 ^{のうぎょう}農業、^{ぎょぎょう}漁業、^{でんとうこうげい}伝統工芸など、^{ちいき}地域の^{さんぎょう}産業^{たいけん}を体験すること
- 9 ^{りか}理科の実験、^{かてい}家庭科^かの実習、^{じっしゅう}音楽の^{おんがく}合奏や^{がっそう}合唱^{がっしょう}などの^{じゅぎょう}授業^うを受けること
- 10 ^{うんどうかい}運動会や^{ぶんかさい}文化祭など、^{がっこうぎょうじ}学校行事^{さんか}に参加すること
- 11 ^{とも}友だちと^{かいわ}会話をしながら^{きゅうしょく}給食^たを食べること
- 12 ^{かつどう}クラブ活動(部活動)に参加すること
- 13 ^{じゅく}塾や^{なら}習い事^{ごと}をすること
- 14 ^たその他 ()

とい
問9

あなたが^{たの}楽しいと^{かん}感じるのはどんなときですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 ^{ひとり}一人で^す好きなことをしているとき
- 2 ^{かぞく}家族と^{はなし}話をしたり、^{しょくじ}食事をしたりして^{いっしょ}一緒に^す過ごしているとき
- 3 ^{とも}友だちと^{なかよ}仲良くしているとき
- 4 ^{じゅく}塾や^{なら}習い事^{ごと}をしているとき
- 5 ^{サークル}サークル活動や^{ちいき}地域の^{ぎょうじ}行事^{さんか}などに参加しているとき
- 6 ^{せいせき}よい成績^{がとれた}がとれたとき
- 7 ^{じゅぎょう}授業^わがよく分かったり、^{せんせい}先生^{はなし}の話^{きょうみ}に興味^もを持っておもしろいとき
- 8 ^{じぶん}自分の^{いけん}意見や^{かんが}考えを^{はっぴょう}発表して、^{せんせい}先生や^{とも}友だちにほめられたとき
- 9 ^{がっこう}クラスや^{ぎょうじ}学校の^{かつどう}行事・活動^{じぶん}などで自分の^{いけん}意見^いが生かされたとき
- 10 ^{かつどう}クラブ活動(部活動)を^{ぶかつどう}しているとき
- 11 ^{スマートフォン}スマートフォンや^{けいたい}携帯^きゲーム機^きなどで^{ゲーム}ゲームを^{している}しているとき
- 12 ^{テレビ}テレビや^{SNS}SNS、^{どうが}動画^{しちよう}などを^{視聴}視聴しているとき
- 13 ^{どくしょ}読書^をしているとき
- 14 ^{そと}外で^{あそ}遊んでいるとき
- 15 ^たその他 ()
- 16 ^{たの}楽しいと^{かん}感じるときはない

問10 あなたが^{きも}つらい気持ちになるのはどんなときですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 自分と家族との関係がうまくいっていないとき
- 2 親(保護者)同士の関係がうまくいっていないとき
- 3 【1・2以外】で、家族内の関係がうまくいっていないとき
- 4 友だちと仲良くできないとき
- 5 授業がよく分からないとき
- 6 テストの点や成績が悪^{わる}いとき
- 7 受験や進路のことでうまくいかないとき
- 8 自分の意見を聞いてもらえないとき
- 9 クラブ活動(部活動)の練習などが厳^{きび}しいとき
- 10 勉強やクラブ活動(部活動)に必要なものを買^かってもらえないとき
- 11 自分の容姿(外見)のことで悩^{なや}むとき
- 12 いじめられたとき
- 13 その他()
- 14 つらい気持ちにな^{きも}ったことはない

問11 あなたは、困^{こま}ったことや悩^{なや}みがあるとき、誰^{だれ}に相談^{そうだん}しますか、あるいはしようと思^{おも}いますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 親(保護者)
- 2 兄弟姉妹
- 3 おじいさん、おばあさん
- 4 親せき
- 5 友だち
- 6 学校の先生
- 7 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 8 児童福祉施設の先生・スタッフ
- 9 フリースクールのスタッフ
- 10 塾や習い事の先生、スポーツクラブのコーチ
- 11 近所の知り合いの人
- 12 専門の相談機関(病院や児童相談所など)
- 13 電話やメールでの相談
- 14 インターネット(掲示板など)での相談
- 15 その他()
- 16 誰にも相談しない

問12 あなたがほっとする場所はどこなところですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 自分じぶんの家いえで、一人ひとりで過すごせる場所ばしょ
- 2 自分じぶんの家いえで、家族かぞくと過すごす場所ばしょ
- 3 学校がっこう
- 4 友だちともの家いえ
- 5 おじいさんやおばあさんいえの家
- 6 図書館としよかん
- 7 公園こうえん
- 8 学習がくしゅう塾じゅく
- 9 児童館じどうかん、公民館こうみんかん
- 10 子ども食こ堂しょくどう、勉べんきょう強きょうを無む料りょうでみみてくくれる場所ばしょ
- 11 習ならい事ごとの教きょう室しつ、スすポぽーーツつクくラらブ
- 12 フふリりーースすクくール
- 13 コこンんビびニにエえンんスすトとア
- 14 ゲげーームむセせンんター、カかラらオおケけボぼクくス
- 15 ファふスすトとフふーードどの店みせ、ファふミみリりーーレれスすトとラン
- 16 そそのた他た ()
- 17 特とくににない

問13 あなたは、次の①～③のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか。(①～③それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	利用 <small>りよう</small> したことがある	利用 <small>りよう</small> したことはない			
		と思 <small>おも</small> う	あ <small>あ</small> れ <small>れ</small> ば <small>ば</small> 利 <small>り</small> 用 <small>よう</small> したい	と <small>と</small> 思 <small>おも</small> わ <small>わ</small> ない	今 <small>こん</small> 後 <small>ご</small> も利 <small>り</small> 用 <small>よう</small> したい
① (自分 <small>じぶん</small> や友人 <small>ゆうじん</small> の家 <small>いえ</small> 以外 <small>いがい</small> で) タ <small>た</small> ご <small>ご</small> は <small>は</small> ん <small>ん</small> を無 <small>む</small> 料 <small>りょう</small> か安 <small>やす</small> く食 <small>た</small> べ <small>べ</small> るこ <small>こ</small> がで <small>で</small> き <small>き</small> る場 <small>ばしょ</small> 所 <small>こ</small> (子 <small>こ</small> ども食 <small>しょく</small> 堂 <small>どう</small> など)	1	2	3	4	
② 勉 <small>べん</small> 強 <small>きょう</small> を無 <small>む</small> 料 <small>りょう</small> でみ <small>み</small> てく <small>く</small> れる場 <small>ばしょ</small> 所 <small>こ</small>	1	2	3	4	
③ (家 <small>いえ</small> や学 <small>がっこう</small> 校 <small>い</small> 以外 <small>いがい</small> で) 何 <small>なん</small> でも相 <small>そう</small> 談 <small>だん</small> で <small>で</small> き <small>き</small> る場 <small>ばしょ</small> 所 <small>こ</small> (電 <small>でん</small> 話 <small>わ</small> やネ <small>そ</small> ツ <small>うだん</small> の相 <small>ふく</small> 談 <small>だん</small> を <small>を</small> 含 <small>ふく</small> む)	1	2	3	4	

まえ しつもん とい
前の質問（問13）で、1つでも「利用したことがある」と答えた方にお聞きします。

とい 14-①
問14-① そこを利用したことで、以下のような変化がありましたか。（あてはまるものすべてに○）

1 とも ぶ 友だちが増えた	2 きがる はな おとな ぶ 気軽に話せる大人が増えた
3 せいかつ なか たの ぶ 生活の中で楽しみなことが増えた	4 ほっとできる じかん ぶ ほっとできる時間が増えた
5 えいよう しょくじ ぶ 栄養のある食事をとれることが増えた	6 べんきょう わ 勉強が分かるようになった
7 べんきょう じかん ぶ 勉強する時間が増えた	8 その他
9 とく へんか 特に変化はない	

とい 14-②
問14-② そこを利用して、改善してほしいと思うところはありましたか。（あてはまるものすべてに○）

1 じっしび ぶ 実施日を増やしてほしい
2 じっし じかんたい なが 実施する時間帯を長くしてほしい
3 じっしばしょ ぶ 実施場所を増やしてほしい
4 じたく ちか ばしょ じっし 自宅から近い場所で実施してほしい
5 じぶん かが にんずう ぶ 自分に関わってくれるスタッフの人数を増やしてほしい
6 べんきょう おし （もっと）勉強を教えてください
7 たいけん きかい ぶ （もっと）体験の機会を増やしてほしい
8 その他（ ）

とい 15
問15 あなたは、しょうがくせい ころ つぎ
あなたは、小学生の頃までに、次のようなことをどのくらいしたことがありますか。
（A～Gそれぞれについて、あてはまるもの1つに○）

	何度もある なんど	少しある すこ	あまりない	まったくない
① あか 赤ちゃんとおふれあったこと	1	2	3	4
② じぶん ちい こ ほういくしょ ようちえん かよ 自分より小さい子ども（保育所や幼稚園などに通う） と遊んだこと	1	2	3	4
③ やま もり かわ うみ しぜん なか あそ 山や森、川や海など、自然の中で遊んだこと	1	2	3	4
④ いえ ひと いっしょ ちいき まつ ぎょうじ さんか 家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したこと	1	2	3	4
⑤ いえ ひと いっしょ あそ 家の人と一緒に遊んだり、スポーツをしたりしたこと	1	2	3	4
⑥ いえ ひと べんきょう おし 家の人に勉強を教えてもらったこと	1	2	3	4
⑦ いえ りょうり はん た ほうちよう つか 家で料理（ご飯を炊く、包丁を使うなど）をしたこと	1	2	3	4

問16 あなたは、家庭や地域、学校などふだん生活している中で、「大切にされている」と感じますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 感じる | 2 どちらかといえば、感じる |
| 3 どちらかといえば、感じない | 4 感じない |

問17 あなたは、親(保護者)などの大人は、「自分のことをわかってくれている」と思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 思う | 2 どちらかといえば、思う |
| 3 どちらかといえば、思わない | 4 思わない |

問18 あなたが自分のことを決めるとき、親(保護者)などの大人は、あなたの意見を聞いてくれますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 いつも聞いてくれる | 2 ときどき聞いてくれる |
| 3 あまり聞いてくれない | 4 まったく聞いてくれない |

問19 あなたは、どのようなことについて自分で決めたり、自分の意見を聞き入れてほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1 服そう | 2 習い事 |
| 3 学習塾 | 4 家に帰る時間 |
| 5 テレビ、ゲーム | 6 寝る時間 |
| 7 進学したい学校 | 8 クラブ活動(部活動) |
| 9 アルバイト | 10 就職先 |
| 11 付き合う友だち | 12 携帯電話・スマートフォン |
| 13 趣味の活動 | 14 学校の決まり |
| 15 祭りなどの地域の行事 | 16 子どもにかかわる社会の決まり(ルールなど) |
| 17 その他() | 18 自分で決めたいと思うことはない |

問20 あなたは、自分のことが好きですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 好き | 2 どちらかといえば、好き |
| 3 どちらかといえば、好きではない | 4 好きではない |

問21 あなたは、新しいことにチャレンジすることが好きですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 好き | 2 どちらかといえば、好き |
| 3 どちらかといえば、好きではない | 4 好きではない |

問22 家族の中なかにあなたがお世話せわをしている人ひとはいますか。(ここで「お世話」とは、ふつう大人おとなが行おこなうような家事かじや家族かぞくの世話せわのことを指さします。)(あてはまるもの1つに○)

- 1 いる
- 2 いない → 次のページつぎの問24といへ

前の質問まえ しつもん (問22) で「1 いる」と答こたえた人ひとにお聞ききします。

問23-① あなたは誰だれのお世話せわをしていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 お母 <small>かあ</small> さん | 2 お父 <small>とう</small> さん |
| 3 おばあさん | 4 おじいさん |
| 5 兄 <small>きょうだい</small> 弟 <small>しまい</small> 姉 <small>せい</small> 妹 <small>まい</small> | 6 その他 <small>た</small> () |

問23-② あなたはどのようなお世話せわをしていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---|---|
| 1 家事 <small>かじ</small> (食事 <small>しょくじ</small> の準備 <small>じゆんび</small> や掃除 <small>そうじ</small> 、洗濯 <small>せんたく</small>) | 2 兄 <small>きょうだい</small> 弟 <small>しまい</small> 姉 <small>せい</small> 妹 <small>まい</small> のお世話 <small>せわ</small> や送り迎え <small>おくむかえ</small> |
| 3 入浴 <small>にゆうよく</small> やトイレのお世話 <small>せわ</small> | 4 買い物 <small>かもの</small> や散歩 <small>さんぽ</small> に一緒 <small>いっしょ</small> に行く <small>い</small> |
| 5 病院 <small>びやういん</small> へ一緒 <small>いっしょ</small> に行く <small>い</small> | 6 話 <small>はなし</small> を聞く <small>き</small> |
| 7 見守り <small>みまも</small> | 8 通訳 <small>つうやく</small> (日本語 <small>にほんご</small> や手話 <small>しゅわ</small> など) |
| 9 お金 <small>かね</small> の管理 <small>かんり</small> | 10 薬 <small>くすり</small> の管理 <small>かんり</small> |
| 11 その他 <small>た</small> () | |

問23-③ あなたがお世話せわをしている家族かぞくのことや、お世話せわの悩みなやについて誰だれかに相談そうだんしたことはありますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 ある
- 2 ない

問24 ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子どもの権利が守られていないと思われる子ども」のことをいいます。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

あなたは「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 あてはまる 2 あてはまらない 3 わからない

問25 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありましたか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 聞いたことがあり、内容もよく知っている
2 聞いたことはあるが、よく知らない
3 聞いたことはない

問26 あなたは、近所の人とあいさつをしていますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 いつもしている 2 ときどきしている
3 あまりしていない 4 していない

問27 あなたは、将来、自分が育った地域で住みたいと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 住みたい 2 どちらかといえば、住みたい
3 どちらかといえば、住みたくない 4 住みたくない

問28 あなたは、住んでいる地域で、どんなことに取り組んでみたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 地域の歴史や文化について勉強する
- 2 農業、漁業、伝統工芸など、地域の産業を体験する
- 3 地域の大人と意見交換などをする
- 4 地域の行事を計画する
- 5 地域のスポーツクラブやサークルで活動する
- 6 お年寄りと昔遊びなどで交流する
- 7 異なる年齢の子どもと一緒に遊んだり、活動したりする
- 8 町の美化活動をする
- 9 防災活動など地域の安全を守るための活動をする
- 10 いろいろな国の人と交流する
- 11 その他 ()
- 12 特にしたいことはない

問29 あなたには、夢や将来の希望がありますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 ある | 2 どちらかといえば、ある |
| 3 どちらかといえば、ない | 4 ない |

問30 あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 高校まで | 2 短大・高専・専門学校まで |
| 3 大学またはそれ以上 | 4 まだ分からない → 次のページの問32へ |

問31 前の質問(問30)で1~3と答えた場合、その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1 希望する学校や職業があるから | 2 自分の成績から考えて |
| 3 親がそう言っているから | 4 兄・姉がそうしているから |
| 5 まわりの先輩や友だちがそうしているから | 6 家にお金がないと思うから |
| 7 早く働く必要があるから | 8 その他 |
| 9 特に理由はない | |

問32 あなたは、自分の将来について、次のように思いますか。(A、Bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	とても思う	少し思う	あまり思わない	思わない
A いつかは結婚がしたい	1	2	3	4
B いつかは子どもがほしい	1	2	3	4

※結婚や妊娠、出産などについては、個人の考えや価値観が尊重されることが大前提です。

問33 全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。「0」(まったく満足していない)から「10」(十分に満足している)の数字で教えてください。(あてはまるもの1つに○)

まったく満足していない					←————→						十分に満足している
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
点										点	

問34 あなたは、「三重県子ども条例」のことを知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

1	名前も内容も知っている
2	名前だけは知っている
3	まったく知らない

問35 「子どもの権利条約」や「三重県子ども条例」には、子どもの権利が守られなければならないと書かれています。子どもの権利には大きく分けて4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)があります。あなたはこの4つの権利について知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

1	名前も内容も知っている
2	名前だけは知っている
3	まったく知らない

ご協力、ありがとうございました。

回収用封筒に入れ、封をして、先生に提出してください。

「みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査」 調査票

- 調査の所要時間は10分程度です。
- このアンケートにおける「お子さま」とは、アンケート用紙を持ち帰られたお子さまのことです。ご記入いただく方は、お子さまの保護者であれば、どなたでもかまいません。
- ご回答は、学校が指定した期日までに、この調査票か、専用ウェブサイトのいずれかからお願いします。回答方法は、下記をご参照ください。
- この調査は無記名式です。ご回答いただいたことにより、個人が特定されることはありません。

■ アンケートの回答方法について【※次の①、②のいずれかの方法でご回答ください。】

① 調査票でご回答いただく場合

- 回答は順番に、あてはまる番号に○をつけてください。選んだ番号に記入欄がある場合は具体的に記入してください。
- 記入が終わりましたら、同封の回収用封筒に入れ、封をして、お子さまを通して学校にご提出ください。

② 専用ウェブサイトでご回答いただく場合

- パソコンのほか、スマートフォンやタブレットでも回答が可能です。
- 専用ウェブサイトでご回答いただいた方は調査票の提出は不要です。

(1) URLを直接ご入力、または二次元バーコードからアクセスしてください。

▼ <https://hri105login.com>



(2) ログイン画面が表示されましたら、以下のIDを入力してください。

▼ ID: epr1360d

※IDの0は数字のゼロです

IDは、調査票からの回答とウェブサイトからの回答の重複を防ぐことや、分析集計上利用します。回答者様個人を特定するものではありませんので、安心してご回答ください。

(3) アンケート画面が表示されますので、ご回答ください。

◇アンケート全般に関するお問合せ先

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 (担当) 井関、山本 TEL 059-224-2404

◇Web調査に関するお問合せ先

株式会社 百五総合研究所 (担当) 山崎、岡澤 TEL059-228-9105

とい
問1 こ お子さまとあなたの続柄は、次のどれにあてはまりますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 ちちおや 父親
- 2 ははおや 母親
- 3 そふ 祖父
- 4 そぼ 祖母
- 5 た その他 ()

とい
問2 こ お子さまが通っている学校は、次のどれにあてはまりますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 しょうがっこう しょうがくぶ 小学校 (小学部)
- 2 ちゅうがっこう ちゅうがくぶ 中学校 (中学部)
- 3 こうとうがっこう こうとうぶ 高等学校 (高等部)

とい
問3 こ お子さまと同居し、生計を同一にしているご家族の人数 (あなたやお子さまを含む) を教え
たんしんふにんちゅう かた がくぎょう せたい はな こ ふく おし
てください。単身赴任中の方や学業のために世帯を離れているお子さまがいる場合には、
かぞく にんずう ふく おし
ご家族の人数に含めて教えてください。(あてはまるもの1つに○)

- 1 にん 2人
- 2 にん 3人
- 3 にん 4人
- 4 にん 5人
- 5 にん 6人
- 6 にん 7人
- 7 にん 8人
- 8 にん 9人
- 9 にんいじょう 10人以上

問4 前問（問3）で回答した「ご家族」には、お子さまから見てどの関係の方が含まれますか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 母親
- 2 父親
- 3 祖父母
- 4 兄弟姉妹
- 5 その他

問5 あなたは、お子さまと学校などでの出来事について話をしていますか。

（あてはまるもの1つに○）

- 1 話している
- 2 どちらかといえば、話している
- 3 どちらかといえば、話していない
- 4 話していない

問6 お子さまは、「自分のことが好きだと思っている」と思っていますか。

（あてはまるもの1つに○）

- 1 「好き」だと思おう
- 2 「どちらかといえば、好き」だと思おう
- 3 「どちらかといえば、好きではない」と思おう
- 4 「好きではない」と思おう

問7 あなたは、お子さまが、家庭や地域、学校など、ふだん生活している中で、「大切にされている」と感じますか。（あてはまるもの1つに○）

- 1 感じる
- 2 どちらかといえば、感じる
- 3 どちらかといえば、感じない
- 4 感じない

とい
問 8

あなたは、お子さまがほっとする場所はどんなところだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 自分じぶんの家いえで、一人ひとりで過すごせる場所ばしょ
- 2 自分じぶんの家いえで、家族かぞくと過すごす場所ばしょ
- 3 学校がっこう
- 4 友だちともの家いえ
- 5 おじいさんやおばあさんいえの家
- 6 図書館としょかん
- 7 公園こうえん
- 8 学習塾がくしゅうじゅく
- 9 児童館じどうかん、公民館こうみんかん
- 10 子ども食堂こ、勉強しよくどうを無料べんきようでみてくれる場所むりよう
- 11 習い事ならの教室ごと、スポーツクラブきょうしつ
- 12 フリースクール
- 13 コンビニエンスストア
- 14 ゲームセンター、カラオケボックス
- 15 ファストフードの店みせ、ファミリーレストラン
- 16 その他た ()
- 17 特とくにないと思うおも
- 18 分わからない

とい
問 9

あなたとお子さまとの関わり方について、次のようなことにどれくらいあてはまりますか。

(A~Eそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	あてはまる	あてはまる どちらかといえ ば	あてはまらない どちらかといえ ば	あてはまらない
① 毎日 <small>まいにち</small> 、お子さま <small>こ</small> とあいさつ <small>あひさつ</small> をしている	1	2	3	4
② テレビ・ゲーム・インターネット等 <small>どう</small> の視聴時間等 <small>しちやうじかんと</small> の ルール <small>き</small> を決 <small>き</small> めている	1	2	3	4
③ お子さま <small>こ</small> に本 <small>ほん</small> や新聞 <small>しんぶん</small> をよ <small>よ</small> むように勧 <small>すす</small> めている	1	2	3	4
④ お子さま <small>こ</small> が小 <small>ちい</small> さいころ、絵本 <small>えほん</small> のよ <small>よ</small> み聞 <small>き</small> かせをしていた	1	2	3	4
⑤ お子さま <small>こ</small> から、勉強 <small>べんきよう</small> や成績 <small>せいせき</small> のことについて話 <small>はなし</small> を してくる	1	2	3	4

問10 あなたは、お子さまの^こことを^き決める^ことき、^{いけん}お子さまの^き意見を聞いていますか。

(あてはまるもの1つに○)

- 1 ^きいつも聞いている
- 2 ^きときどき聞いている
- 3 ^きあまり聞いている
- 4 ^きまったく聞いている

問11 あなたは、どのようなことについて、^こお子さまの^{いけん}意見を^{そんちよう}尊重^{おも}したいと思えますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 ^{ふく}服^{そう}
- 2 ^{なら} ^{ごと}習い事
- 3 ^{がくしゅうじゅく}学習塾
- 4 ^{いえ} ^{かえ} ^{じかん}家に帰る時間
- 5 テレビ、ゲーム
- 6 ^ね ^{じかん}寝る時間
- 7 ^{しんがく} ^{がっこう}進学したい学校
- 8 ^{かつどう} ^{ぶかつどう}クラブ活動 (部活動)
- 9 アルバイト
- 10 ^{しゅうしょくさき}就職先
- 11 ^つ ^あ ^{とも}付き合い友だち
- 12 ^{けいたいでんわ}携帯電話・スマートフォン
- 13 ^{しゅみ} ^{かつどう}趣味の活動
- 14 ^{がっこう} ^き学校の決まり
- 15 ^{まつ} ^{ちいき} ^{ぎょうじ}祭りなどの地域の行事
- 16 ^こ ^{しゃかい} ^き子どもにかかわる社会の決まり (ルールなど)
- 17 ^たその他 ()
- 18 ^{とく}特にな

とい
問12

あなたは、今、お子さまについてどのような不安や悩みがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 子どもの健康
- 2 子どもの成績や進学
- 3 子どもの友達関係
- 4 子どもの生活態度
- 5 子どもの就職
- 6 子どもの育て方やしつけ
- 7 子どもと保護者との関係
- 8 子どもと先生との関係
- 9 生活費
- 10 教育費
- 11 その他 ()
- 12 特に悩みはない

とい
問13

あなたは、お子さまのことを理解していると思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 思う
- 2 どちらかといえば、思う
- 3 どちらかといえば、思わない
- 4 思わない

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子どもの権利が守られていないと思われる子ども」のことをいいます。

問14 家族・親族に「ヤングケアラー」と思われる子どもはいますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 いる → 問16へ
- 2 いない
- 3 わからない

問15 前問(問14)で、「2 いない」「3 わからない」と回答した方にお聞きします。友人、知人やその子ども、子どものクラスメイトなどに「ヤングケアラー」と思われる子どもはいますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 いる
- 2 いない
- 3 わからない

問16 「ヤングケアラー」と思われる子どもがいる場合、どのような仕組みや取組があると相談しやすい環境づくりにつながると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 「ヤングケアラー」専用の相談窓口があること
- 2 学校に相談窓口があること
- 3 自治体の役所等の行政機関に相談窓口があること
- 4 【2、3以外】の専門機関に相談窓口があること
- 5 対面での相談が可能であること
- 6 電話・メール・SNSでの相談が可能であること
- 7 24時間いつでも相談が可能であること
- 8 相談する際の手順や判断基準が分かりやすいこと
- 9 相談がどのような支援につながるかが分かりやすいこと
- 10 「ヤングケアラー」の支援に関する法律や条例があること
- 11 その他 ()
- 12 特にあてはまるものはない

問17 お子さまは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。(あてはまるもの1つに○、ただし、高校2年生の保護者の方は2～5について、あてはまるもの1つに○)

- 1 中学校まで
- 2 高校まで
- 3 短大・高専・専門学校まで
- 4 大学またはそれ以上
- 5 まだ分からない → 問19へ

問18 前問(問17)で1～4と答えた場合、その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 お子さまがそう希望しているから
- 2 一般的な進路だと思うから
- 3 お子さまの学力から考えて
- 4 家庭の経済的な状況から考えて
- 5 その他
- 6 特に理由はない

問19 あなたは次のようなことをどの程度していますか。(A、Bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	よく参加している	ときどき参加している	あまり参加していない	まったく参加していない
① 授業参観や運動会などの学校行事への参加	1	2	3	4
② PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加	1	2	3	4

問20 こそだ うえ きんじょ ちいき ささ じゅうよう おも 子育てをする上で、近所・地域の支えは重要だと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 じゅうよう おも とても重要だと思う
- 2 じゅうよう おも やや重要だと思う
- 3 じゅうよう おも あまり重要ではないと思う
- 4 じゅうよう おも 重要ではないと思う
- 5 わ 分からない

問21 じしん ちいき ひと かんけい つよ ご自身と地域の人たちの関係やつながりは強いほうですか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 つよ おも 強いほうだと思う
- 2 つよ おも どちらかといえば、強いほうだと思う
- 3 よわ おも どちらかといえば、弱いほうだと思う
- 4 よわ おも 弱いほうだと思う

問22 こそだ ちいき ささ よ おも あなたは、子育てをするにあたって、地域でどのような支えがあると良いと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 こそだ かん なや そうだん かつどう 子育てに関する悩みについて相談にのる活動
- 2 こそだ おやどうし はなし なかま かつどう 子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動
- 3 こそだ かん じょうほう ていきょう かつどう 子育てに関する情報を提供する活動
- 4 こそだ かてい かじ いくじ しえん かつどう 子育て家庭の家事・育児を支援する活動
- 5 きゅう がいしゅつ おや かえ おそ とき こ あず かつどう 急な外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる活動
- 6 こ ぼうはん こえ どうげこう みまも かつどう 子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする活動
- 7 こそだ かん ちしき ぎじゅつ まな ていきょう かつどう 子育てに関する知識や技術の学びを提供する活動
- 8 こそだ おや じょうきょう しゅうい りかい ふか かつどう 子育てをする親の状況について、周囲の理解を深めるための活動
- 9 た その他 ()
- 10 とく 特にない
- 11 わ 分からない

問23 あなたはあなた自身じしんのことについて、どのようにおも思いますか。(A~Cそれぞれについて、

Oは1つずつ)

	そう思う <small>おも</small>	そう思う どちらかといえば、 そう思う	そう思わない どちらかといえば、 そう思わない	そう思わない <small>おも</small>
① 自分を肯定的に評価するほうだ <small>じぶん こうていてき ひょうか</small>	1	2	3	4
② 自分に満足している <small>じぶん まんぞく</small>	1	2	3	4
③ 自分のことが好きだ <small>じぶん す</small>	1	2	3	4

問24 あなたは次に挙げる事柄つぎ あ ことがら たよ ひとで頼れる人はいますか。(A~Cそれぞれについて、1~3のあては

まるもの1つにO)

また、「1 頼れる人がいる」場合、それは誰ですか。(①~⑦のあてはまるものすべてにO)

	① 子育てに 関する相談 <small>こそだ かん そうだん</small>	② 重要な事柄 の相談 <small>じゅうよう ことがら そうだん</small>	③ いざという時の お金の相談 <small>とき かね そうだん</small>
頼れる人がいる <small>たよ ひと</small>	1	1	1
家族・親族 <small>かぞく しんぞく</small>	①	①	①
友人・知人 <small>ゆうじん ちじん</small>	②	②	②
近所の人 <small>きんじよ ひと</small>	③	③	③
職場の人 <small>しょくば ひと</small>	④	④	④
民生委員・児童委員 <small>みんせいいいん じどういいん</small>	⑤	⑤	⑤
相談・支援機関や福祉の人 <small>そうだん しえん きかん ふくし ひと</small>	⑥	⑥	⑥
その他 <small>た</small>	⑦	⑦	⑦
いない	2	2	2
そのことでは人に頼らない <small>ひと たよ</small>	3	3	3

問25

世帯全体のおおよその年間収入（税込）はいくらですか。（あてはまるもの1つに○）

※2022年の年間収入についてお答えください。

※収入には、同居し、生計を同一にしている家族全員の以下の収入が含まれます。

- ・勤め先収入（定期収入、賞与等）
- ・事業収入（原材料費、人件費、営業上の諸経費等を除く）
- ・内職収入（材料費等を除く）
- ・公的年金・恩給、その他の社会保障給付金（生活保護、児童手当、児童扶養手当等）
- ・農林漁業収入（農機具等の材料費、営業上の諸経費等を除く）
- ・資産収入（預貯金利子、家賃収入等。家・土地などの資産売却代金や生命保険・損害保険からの受取金は除く）
- ・その他の収入（仕送り、養育費、個人年金、各種祝い金等）

1	50万円未満
2	50～100万円未満
3	100～150万円未満
4	150～200万円未満
5	200～250万円未満
6	250～300万円未満
7	300～350万円未満
8	350～400万円未満
9	400～450万円未満
10	450～500万円未満
11	500～600万円未満
12	600～700万円未満
13	700～800万円未満
14	800～900万円未満
15	900～1000万円未満
16	1000万円以上

問26 あなたの家庭では、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。(A～Eそれぞれについて、1～3のあてはまるもの1つに○)

また、「3 利用したことがない」場合、その理由は何ですか。(①～⑤のあてはまるもの1つに○)

	(A) 就学援助(※1)	(B) 生活保護(※2)	(C) 自立支援相談窓口(※3)	(D) 児童扶養手当(※4)	(E) 支援センター(※5)
現在利用している	1	1	1	1	1
現在利用していないが、以前利用したことがある	2	2	2	2	2
利用したことがない	3	3	3	3	3
制度の対象外(収入等の条件を 満たさない)だと思ふから	①	①	①	①	①
利用はできるが、特に利用したいと思 わなかったから	②	②	②	②	②
利用したいが、今までこの支援制度を 知らなかったから	③	③	③	③	③
利用したいが、手続きが分からなかったり、 利用しにくかったりするから	④	④	④	④	④
それ以外の理由	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤

(参考)

- ※1 経済的理由により子どもの就学が困難な場合に、学用品費等を補助する制度。
- ※2 病気や失業などにより生活費等に困り、他に方法がないときに一定の援助が受けられる制度。
- ※3 お金、仕事、住宅など、様々な課題を抱えた生活に困窮する方のための相談窓口。専門の支援員が具体的な支援プランを作成し、課題の解決に向けた支援を行う。
- ※4 所得が一定水準以下のひとり親世帯の生活支援のための手当。(児童手当とは異なります。)
- ※5 ひとり親の方が、仕事探しに関する相談や講習を受けられる支援センター。養育費の取り決めなどに関する相談も受けられる。

ご協力ありがとうございました。学校が指定した期日までに、回収用封筒に入れ、封をして、お子さまを通して学校にご提出ください。

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されることともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の種類に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の種類に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の
3 法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり
こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6・7 （略）

◆ こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなります。

◆ こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととなります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

（都道府県子ども計画等）

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

◆ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

- ◆ 都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づき以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができます。
 - ✓ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - ✓ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - ✓ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待できます。
- ◆ こども家庭庁においては、今後、様々な情報提供・支援を通じて、地方公共団体に
おけるこども計画の策定を後押ししていきます。

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。これも家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利保護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術・教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目標として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等 【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日